

## 議案第 29 号

北名古屋市基本構想の議会の議決に関する条例の制定について

北名古屋市基本構想の議会の議決に関する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成 29 年 6 月 2 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

### 提案理由

この案を提出するのは、北名古屋市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための指針として策定する北名古屋市基本構想を議会の議決すべき事件とするため、本条例を定める必要があるからである。

## 北名古屋市基本構想の議会の議決に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき、北名古屋市基本構想（以下「基本構想」という。）を議会の議決すべき事件とすることに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において基本構想とは、本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための指針をいう。

(議会の議決)

第3条 市長は、基本構想の策定、変更又は廃止に当たっては、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。